

計画策定後に実施した事業について（報告）

可児市空き家・空き地バンク制度の見直し（H30.4.1 要綱改正）

【見直し概要】

- ・対象地域を 19 住宅団地限定から市内全域に拡大。
- ・利用者登録制度を廃止。これに伴い、情報を提供する手段としてすぐメールかきを活用することとし、すぐメールかきに登録者に対し、新規登録、変更等の情報を提供する方法に変更。

【見込まれる効果】

- ・登録物件数の増加。
- ・買いたい方、借りたい方について、書面による登録が不要となる。より多くの方の登録が見込める。
- ・買いたい方、借りたい方がより気軽に情報提供を受けられる。また、差し当たり情報収集しておきたいという方でも登録が可能。より多くの方への情報発信が見込める。

可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付制度の見直し（H30.4.1 要綱改正）

【見直し概要】

- ・空き家・空き地バンク登録物件を対象としていることから、バンク制度の対象地域拡大に伴い、助成金交付制度の対象地域も市全域に拡大。
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建物の解体に限り、助成額を工事費の 10%（上限 10 万円）から工事費の 20%（上限 20 万円）に増額。

【見込まれる効果】

- ・19 住宅団地以外の地域の物件についても、バンクへ登録することで、リフォーム又は解体の際に助成を受けられる（交付要件を満たす必要あり。）
- ・現行の耐震基準を満たしていない空家等の解体推進が見込める。

空家等の公益的な利用に関する情報提供依頼

【概要】

地域における空家等の公益的な利用意向を掘り起こし、所有者等に情報提供し、空家等の有効活用の促進に繋げる。この初動段階として、自治連合会長及び自治会長に対し、文書にて空家等の利用意向に関する情報提供を依頼した。

【見込まれる効果】

- ・自治会では、空家等の所有者がわからないため、活用しようとしても連絡が取れないことも多いと考えられる。所有者情報を持っている市が所有者に対し、公益的な利用意向を情報提供することで、所有者と自治会が繋がるきっかけをつくることできると見込まれる。
- ・所有者としては、自治会が関与して公益的に利用すること、市から情報提供することなどで、不信感が若干小さくなると見込まれる。

空家等の利活用又は適正管理の促進に関する協定の締結（H30.5.28 締結）

【概要】

主に建物の管理や修繕等を業としている事業者が集まって結成された団体と、情報提供に関する協定を締結し、アンケート調査や管理が不十分な空家等に対するお知らせを送付する際に、団体に関する資料を同封し、事業者の紹介を行う。

【見込まれる効果】

- ・遠方に居住している、高齢になった等の理由で、空家等の定期的な管理が難しい所有者や、既に空家等の管理が不十分で地域から苦情を受けている所有者に対し、市内で空家等の管理や修繕を実施している事業者を紹介し、活用してもらうことで、空家等の定期的な管理の促進や管理が不十分な空家の減少が見込まれる。

【協定締結者】

可児市空き家再生プロ集団